

仮設修理施設の基本的要件

(1) 修理作業を実施するための要件

修理を行う施設には下記のような区画が必要となる。

- ・作業室 壁画面を上向きに置き、かつ石材の移動ができる十分な広さと石材の回転ができる十分な高さがあること
温湿度の精確な管理ができること
燻蒸処理が行えること
直接的作業が行われない間の壁画の収蔵ができること
修理に伴う調査スペース
- ・作業室環境を清潔に保つための緩衝ゾーン
- ・調査機器置場、写場、作業準備室、資料庫等
- ・会議場
- ・免震または耐震構造

作業を行うために、さらに下記のような設備、機器が必要となる。

- ・天井付クレーン
- ・作業用照明
- ・写真撮影機材
- ・修理に必要な調査を行うための分析機器
- ・ドラフト等

(2) 安全・衛生上の要件

- ・作業者の休息スペース、トイレ等

(3) 管理上の要件

適切な防火、防犯機能を確保する。

事務管理、記録管理、環境管理のためのスペースと管理者の常駐。

作業過程での公開については、保安、壁画の保存、修復作業に支障を与えないことなどについて勘案しつつ、必要な要件を検討する。